

決議

横暴禦逃ナル會社當局ハ我々、痛切ナル再警戒  
戰火迄遂ニ脱ツタ、  
我々ハ大衆的威力ト勞働者階級最後ノ武器トニ以  
テ飽迄勇猛果敢決死的ナル鬪争ニ困リテ左、四項  
目、貫徹ヲ期ス

- 一、伊藤、件兩君、復職  
二、芝浦支倉庫解雇者、横山君外六名、復職並ニ  
右決議ス  
昭和三年七月三十一日  
四、職首免職及對付  
待遇改善要求各項、即時実施

又やづた七名！

いよいよやつて來た職首の大あらし

「失職者は出さないやうにする。」

と號はばち、マサニの監視権を出した口の下から、六名、二名を職首した會社は

離れて来たのだ。

だが、職業へ行つたつて、全然監視の必要がなくなり、監督大夫として、今日はこ

つも、あすはあつちの仕事をさせられて今までの苦難手續の二歩は取上げられてしま

うといふのだ。

が、そんな不當な報復で監視して行かれるのか。

所が会社はかうしたら監視するだらうとおへてゐるのだ。これが社長の監視した「

自然監視法」なのだ。

さあもうかうなつては、何時何處で、運動があるか、職首があるか分らない。

職員組合會に請願合議委員會と共同して會計の命令を突ッかへ、聞かな

ければ、よくへ監視の手段に訴へると監視の監視と監視した。

東京の事務部では、いよいよ監視の監視と監視と監視した。

會館で全從業員大會を開くことになった。

このどうぞみた人は監視監視大會に出席せよ。

全國各地から代表を選れ！

七月卅日

東電從業員爭議團

東京市立圖書館蔵

關東電

スル  
件